

ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業に関する特別約款
(大学・国立研究開発法人等用)

2020年4月14日制定

2025年3月28日改正

2025年7月30日改正

(主務省による委託業務の管理等)

- 第1条 業務委託契約約款(大学・国立研究開発法人等用)(以下「原約款」という。)第4条第1項及び第2項中「甲」とあるのは、「甲又は甲の主務省である経済産業省」とする。
- 2 原約款第4条第1項中「次の各号に掲げる措置を講じるものとする。」とあるのは、「次の各号に掲げる措置を講じるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。」とする。
- 3 原約款第4条第2項中「必要な指示を乙に行うことができるものとする。」とあるのは、「必要な指示を乙に行うことができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。」とする。
- 4 原約款第8条は「甲の主務省である経済産業省は、経済産業省が別に定めるポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業研究開発計画(以下「基本計画」という。)に規定する実施期間終了後に、技術評価(以下「事後評価」という。)を行うことができるものとする。ただし、経済産業省が必要があると認めるときは、事後評価を実施期間終了年度に行うことができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。また、甲は、実施期間終了後に、事業化の状況等の調査(以下「追跡評価等」という。)を行うことができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする」とする。
- 5 原約款第9条中「甲が別に定める基本計画」とあるのは、「基本計画」とする。
- 6 原約款第13条中「様式第6」とあるのは、「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業に関する特別約款の別紙1」とする。
- 7 原約款第54条中「甲乙」とあるのは、「甲、甲の主務省である経済産業省及び乙」とする。

(乙等が締結する契約の相手方の制限)

- 第2条 乙、再委託先及び共同実施先(以下、「乙等」という。)は、委託業務を実施するために締結する契約(売買、請負その他の契約であり契約金額100万円未満のものを除く。)をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、委託業務の遂行上、当該事業者でなければ委託業務の遂行が困難又は不適當である場合、甲の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 2 甲は、乙等が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、乙に対し、必要な措置を求めることができるものとし、乙は甲から求めがあった場合は、その求めに応じ

なければならない。

- 3 前二項の規定は、委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、乙は、必要な措置を講じるものとする。

(費用対効果指標)

第3条 (削除)

(技術流出防止に係る事前相談)

第4条 乙は、基本計画に基づき、乙又はそのグループ会社が、次項に定める他者(乙の子会社を含む。以下同じ。)又は他国に対する行為を行うに当たって、次に掲げる事項に該当する場合は、当該行為を実施する40日前までに経済産業省に事前に相談しなければならない。

一 コア重要技術等(基本計画に基づく技術をいう。以下同じ。)の強制的な技術移転のおそれがあること又は次のイ若しくはロに掲げる他者の属性によりコア重要技術等の流出のおそれがあることを乙が知った場合

イ 過去5年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者

ロ 外国政府等による影響を受けて事業を行う者

二 前号に掲げるおそれがあるとして経済産業省から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合

2 他者又は他国に対する行為は、次の各号に掲げるいずれかの行為とする。

一 他者に対し、コア重要技術等に係る知的財産権を移転する、基本計画の対象とする取組に係る事業を譲渡する等、コア重要技術等そのものを移転する

二 他者に対し、コア重要技術等を提供する

三 他者と、コア重要技術等に関する共同研究開発を行う

四 他国において、コア重要技術等に係る研究開発を行う

五 他国において、コア重要技術等を用いた製品等を生産する拠点を建設し、又は既存の生産拠点における設備投資を行い、結果として当該生産拠点における当該製品等の製造能力が10%を超える割合で増強する(ただし、当該生産拠点で生産する当該製品等の85%以上が当該他国で消費される場合を除く。)

3 乙は、第1項に規定する相談の要否について確認した結果等について、原約款第27条第2項に定める事業化計画に記載した上で、甲が別途指定する期間内に甲に提出しなければならない。

4 甲は、前項の事業化計画の提出があったときは、当該事業化計画を経済産業省に提供できるものとする。

5 甲は、第3項の規定により提出された事業化計画に不当であると認める事項又は虚偽の記載があった場合、経済産業省と協議の上、乙に対し、その是正のために必要な指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。

(外国法人の特例)

第5条 (削除)

(甲の解除権)

第6条 原約款第36条第1項に次の2号を追加する。

六 乙が、甲が公募時に提示する応募要件を満たさなくなったとき。

七 乙が特別約款第4条第3項の規定により提出した事業化計画に虚偽の記載があった場合において、当該違反内容に重大性又は緊急性等があるものと経済産業省が判断したとき。

(翻訳文との関係)

第7条 本契約では、原約款第43条第4項は適用しない。

2 本契約は日本語を正文とする。参考のため英文訳が作成された場合であっても、日本語の正文のみが契約としての効力を有し、英文訳にはいかなる効力も有しないものとする。

(協力事項)

第8条 原約款第50条第1項第二号中「産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査」とあるのは、「産業財産権等の取得及び利用状況並びに事業化状況調査」とする。

(経済産業省への情報提供)

第9条 乙は、甲が委託業務に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて甲の主務省である経済産業省に対して提供することに同意するものとする。

(再委託先等との契約)

第10条 乙は、委託業務の一部を再委託又は共同実施するときは、乙が本特別約款を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託先又は共同実施先と約定しなければならない。

(存続条項)

第11条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は原約款第36条、第37条若しくは第38条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、原約款第51条に定めるもののほか、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

一 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。

第1条第4項、第3条第4項、第6条、第7条、第9条及び第10条

二 委託期間の終了又は解除した日の属する事業年度の終了日の翌日から10年間効力を有するもの。

第8条

(原約款との関係)

第12条 この特別約款に規定しない事項については、原約款の規定を適用する。

附 則

この特別約款は、2020年4月14日から施行する。

附 則

1. この特別約款は、2025年4月1日から施行し適用する。
2. ただし、改正前の第4条及び第6条に対する規定の改正は、2025年4月1日以降に締結した契約(変更契約を含む。)から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

1. この特別約款は、2025年7月30日から施行し適用する。
2. ただし、改正後の第5条の規定は、2025年7月30日以降、新たに締結する契約(変更契約を含む)から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。
3. また、改正後の第4条及び第6条の規定は、2025年8月1日以後、新たに締結する契約(2024年度以前に公募を開始した事業を除く。)から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

年 月 日

委 託 業 務 （ 実 績 ・ 中 間 実 績 ） 報 告 書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
名 称
氏 名 役職印

年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」に係る 年
度の業務が完了したので、業務委託契約約款（第13条・第36条・第37条・第38条）・特別約款
（第1条第6項）の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 報告対象期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2. 研究開発及び自己開発投資の実績

（注）研究開発の実績については、簡潔かつ明瞭に、1枚以内に記入のこと。中間実
績報告書と中間年報を同日で届出る場合は「中間年報のとおり」と記載すること。

3. 委託費の使用状況

別紙、経費発生調書のとおり

（注） 別紙として、経費発生調書を添付すること。

契約管理番号 ○○○○○○○○-○